

○福知山市空家等対策協議会規則

平成28年7月25日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、福知山市空家等の適正管理に関する条例（平成28年福知山市条例第4号）第6条第1項に規定する福知山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、市長及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条第2項に規定する者（市長を除く。）のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市長は、やむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、代理者として主幹副市長を出席させることができる。この場合において、当該代理者は、委員とみなす。

(意見の聴取)

第5条 協議会は、協議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第54号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第47号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 38 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 5 日規則第 19 号）

この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 23 日規則第 23 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。